

## 公 告

### 公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和6年4月30日

金沢市市長 村山 卓

#### 1 対象業務

- |      |  |
|------|--|
| 業務名  | 金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務   |
| 履行期間 | 契約締結日から令和12年3月31日まで  |
| 業務概要 | 金沢市における公共シェアサイクル事業を実施するためのシステム構築、自転車の調達及びサイクルポートの設置等の環境整備並びにシェアサイクル事業の運営を一括して行う。 |

#### 2 応募資格

##### (1) 応募者の資格要件

- ア 応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。
- (ア) 金沢市の令和6・7年度役務等の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。
- (イ) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
- (ウ) 次の(a)から(c)のいずれにも該当しないこと。
- (a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者
- (b) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
- (c) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

- (エ) 別紙「金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務仕様書」に基づく要件に対応できること。
  - (オ) 日本国内において、シェアサイクル事業（複数の無人サイクルポートで相互に貸出及び返却が可能な自転車貸出事業を指し、社会実験及び実証実験を含む。）を継続して1年以上履行した実績を有すること。ただし、地方公共団体との契約、協定等に基づき実施する事業に限る。
  - イ 共同企業体（以下「JV」という。）として応募する場合の要件は以下のとおりとする。
    - (ア) すべての構成員が上記ア. (ア)から(エ)の要件に該当すること。
    - (イ) 構成員のうち1者以上が上記ア. (オ)の要件に該当すること。
    - (ウ) 本市の対応窓口となり契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う者を代表事業者とすること。
    - (エ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、JVの構成員又は協力事業者となることはできない。
- (2) 応募資格の制限
- 次に該当する者は、応募者の資格要件を満たしていても本プロポーザルの応募者及びJVの構成員となることができない。
- ア 金沢市公共シェアサイクルまちなり運営事業者選定委員会の委員
- イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

### 3 提出書類及び提出期限

#### (1) 参加表明書

部数 1部

提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時45分

#### (2) 事業提案書等

部数 正本1部、副本10部

提出期限 令和6年7月10日（水）午後5時45分

### 4 実施要領等の公表

金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務公募型プロポーザル実施要領、金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務仕様書、提出書類様式及び参考資料として第3期「まちなり」のあり方に関する提言書を公表します。希望者は、金沢市公式ホームページ「いいね金沢」－市の組織別業務案内－都市政策局－交通政策課－金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について からダウンロードすることができます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kotsuseisakuka/gyomuannai/1/3/26581.html>

### 5 審査方法

金沢市公共シェアサイクルまちなり運営事業者選定委員会において、提案者の中から、事業提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に勘案した上で、評価基準に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定します。

### 6 問合せ先

この公告及び詳細に関する問合せ先は次のとおりです。

金沢市都市政策局交通政策課

[電話] (076) 220-2038 [FAX] (076) 220-2048 [E-mail] koutsuu@city.kanazawa.lg.jp